

京都市中央斎場 残骨灰減容化等業務委託仕様書

1 業務の名称

京都市中央斎場 残骨灰減容化等業務委託

2 業務の概要

令和6年10月から令和7年9月の最終休場日の間に京都市中央斎場（以下「中央斎場」という。）で発生する残骨灰及び本市が指定する聖土槽（2槽分）に収蔵されている残骨灰を搬出・運搬し、粉碎による減容化及び残骨と残灰等の選別等を行う。

選別後、残骨は有害化学物質を除去等したうえで本市が指定する場所（中央斎場敷地内）に返還し、残灰等は適正に有害化学物質の除去等を行う。

受託者は、残灰等から発生した有価物を精錬するとともに、精錬後の有価物については、本市の検査を受けた後、後述の買取価格で買い取ること。

本業務を行うにおいては故人の尊厳の尊重を第一義とし、業務全体を通じて残骨灰を丁重に取り扱うこと。

3 用語の定義

(1) 残骨灰

火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、中央斎場に残されたお骨、灰（集じん灰を含む）、金属類、副葬品等をいう。

本市では、残骨灰を宗教的感情及び故人の尊厳の対象として扱っており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当しない。

(2) 残骨

残骨灰に含まれるお骨をいう。

(3) 残灰等

残骨灰のうち、残骨以外のものをいう。

(4) 減容化

残骨灰を残骨と残灰等に分別し、残骨を粉碎すること。

(5) 聖土槽

中央斎場敷地内に設けている槽。減容化等実施前の残骨灰を収蔵しており、減容化等実施後の残骨の返還を予定する場所。

4 委託期限

(1) 収集期限

令和7年9月28日（日）

(2) 残骨の返還期限

令和8年3月下旬（休場日に限る）

(3) 有価物の検査期限

令和7年12月10日（水）まで（厳守）

5 減容化の対象とする残骨灰

(1) 数量

- ・令和6年10月から令和7年9月の最終休場日までに発生する残骨灰
約50トン見込
- ・本市が指定する聖土槽（2槽）に収蔵されている残骨灰
約160トン見込※
 - ※ 残骨灰の重量を計測出来ないため、実際の重量と異なる可能性がある。
 - ※ 見込の残骨灰量と実際の残骨灰量に著しい差異（約10トン以上）が生じた場合、その割合に応じ、変更契約を締結する。

(2) 態様

- ・令和6年10月から令和7年9月の最終休場日までに発生する残骨灰
残骨灰をある程度まで粉碎のうえ、袋に入れた状態で収蔵している。なお、令和6年10月から令和6年11月分の残骨灰（約8トン、袋数250を想定）は、仮聖土槽（残骨灰を聖土槽へ収蔵する前に一時的に保管する場所）へ収蔵しており、令和6年12月から令和7年3月分の残骨灰（約17トン、袋数560を想定）は、本市が指定する聖土槽（上記数量に記載の本市が指定する聖土槽とは別の槽）に収蔵している。
- ・本市が指定する聖土槽（2槽）に収蔵されている残骨灰
残骨灰を袋に入れて収蔵していないため、水分と混じり石灰化している場合がある。また、一部の槽（1槽）において、雨水等が溜まっているものがある。
- ・なお、上記態様ごとに各種報告様式を作成し提出すること。（詳細は「別紙3」参照）
- ・いずれの態様においても、以下の有害化学物質とダイオキシン類が含まれる。

【有害化学物質】（採取：令和6年12月24日、単位：mg）

分析の対象	ばいじん※1	燃え殻※1
アルキル水銀化合物	検出されず※2	検出されず※2
水銀又はその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満
カドミウム又はその化合物	0.009 未満	0.009 未満
鉛又はその化合物	0.03 未満	0.03 未満
六価クロム化合物	11	9.3
砒素又はその化合物	0.03 未満	0.03 未満
セレン又はその化合物	0.11	0.03 未満

測定方法：昭和48年環境庁告示第13号（溶出法：イ法）

※1 検査報告書で使用された呼称をそのまま転記、産廃という意味ではない。

※2 アルキル水銀化合物の「検出されず」は「0.0005mg/L 未満」の意

6 作業内容

業務は以下の工程により実施すること。なお、各工程においては、それぞれに掲げる条件（破線囲み内）を遵守するとともに、「10 業務全体を通じた留意事項」についても遵守すること。

(1) 搬出・運搬作業

以下の日時・場所において、減容化の対象とする残骨灰を搬出・運搬する。なお、受託者の搬出方法により必要であると認める場合は、事前協議のうえ、中央斎場の運営に支障がない限りにおいて機器の設置・使用等を認める。

① 作業日時

作業日は原則として休場日とし、聖土槽での作業は原則として9時から17時に行うこと。開場日に作業を行う必要がある場合は、本市と協議のうえ、夜間（午後7時から翌日午前7時まで）のみ認めるが、その日の火葬件数により、変動する可能性がある。

また、令和7年4月～9月に発生する残骨灰については、仮聖土槽から1箇月毎（原則、当月の最終休場日）に搬出・運搬すること。なお、仮聖土槽での作業は12時～17時の間に行うこと。（午前中に仮聖土槽で他の業務を行っているため。）

※ 仮聖土槽には、令和6年10月から11月までの残骨灰が収蔵されているため、契約締結後、速やかに搬出（令和7年4月3日（木）の休場日を想定しているが、受託業者と協議のうえ決定する。）すること。

② 作業場所

聖土槽及び仮聖土槽（中央斎場敷地内）

- ・ 聖土槽の構造上、車両総重量3.7トン以下の車両しか乗り入れはできない。
- ・ 作業に伴う施設の改造等は認められない。また、施設を損傷しないよう作業すること。
- ・ 作業に必要な許可等がある場合は、受託者において取得のうえ作業に当たること。
- ・ 聖土槽における作業中は、フェンスやシート等による目隠しを設置のうえ、出入りの都度門扉を閉める等、内部の様子が外から見えないようにすること。また、連日の作業に伴い、しばらくの間、聖土槽内に機材等を置く必要がある場合は事前に相談すること。
- ・ 減容化等対象の残骨灰が収蔵された本市が指定する槽以外の槽は開けないこと。
- ・ 搬出時に粉塵が舞う場合は、防塵マスク等を着用の上作業するとともに、粉塵が周辺に飛散しないよう必要な措置をとること。
- ・ 搬出時に水分が滴下する場合は、敷地や道路等に漏出しないよう必要な措置をとること。
また、槽内に水がある場合は全て持ち帰り、受託者の責任において水进行处理すること。
- ・ 残骨灰と水を分別する場合は、受託者の責任において分別した水を適正に処理すること。
- ・ 聖土槽内部に入る際は、酸素欠乏対策等必要な措置を講じたうえ作業すること。
- ・ 作業は必ず複数人で行い、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。
- ・ 運搬中は、積載した残骨灰が飛散しないよう細心の注意を払いながら走行することとし、万が一交通事故が発生しても、残骨灰が散乱しないような対策を講じておくこと。
- ・ 搬送先の施設は京都市から150キロ圏内が望ましいが、それ以上の距離になる場合は、最低でも1回は積荷の状況を確認し、飛散防止対策に緩みが生じないようにすること。
- ・ 搬送に当たり、積替え作業を行う場合は、京都市中央斎場の駐車場を使用すること。なお、連日の作業に伴い、駐車場にトラック等を留め置きすることは禁止する。

(2) 減容化作業

以下の作業を、受託者の設備を使用し、設備に適した順序で実施すること。

① 選別作業

残骨灰を残骨、残灰等に精緻に選別する。

② 有害化学物質除去等

残骨から有害化学物質（上記5参照）の除去等を可能な限り行う。

③ 粉砕作業

残骨を粉砕し、減容化する。

- ・本市から搬出した残骨灰は、施錠可能な屋内の保管区域で保管すること。
- ・保管及び作業において、残骨灰が飛散又は流出しないよう適切に取り扱うこと。
- ・作業時に粉塵が舞う場合は、防塵マスク等を着用するなど、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。
- ・本作業を行う施設においては、各環境法令を遵守し、適切な環境対策を講じること。
- ・同じ施設を使用し、他の火葬場の残骨灰について類似の業務を行っている場合やその他の物品を取扱っている場合は、本市の残骨灰と絶対に混ざらないようにすること。

(3) 残灰等の有害物質除去等作業

① 灰の有害化学物質除去等

故人の尊厳を尊重しつつ、「平成 22 年 7 月 29 日付 健衛発 0729 第 1 号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知」に従い、生活環境保全上支障がないよう適切に対応すること。

② 有価物の精錬

金・プラチナ・銀・パラジウムを対象とし、精緻に選別すること。

選別した有価物は、金及び銀は純度 99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは純度 99.95%以上に精錬のうえ、純分認証極印（ホールマーク）を打刻した売却可能な地金の状態とすること。ただし、純分認証極印の打刻が困難な場合は、本市の承諾を得たそれに代わる証明書を添付すること。

③ 廃棄物の処分

剥がれ落ちた炉材や副葬品その他廃棄物、斎場から搬出する際に残骨灰が入っていた袋等は、受託者の事業活動から発生した廃棄物として適正に処分すること。

④ その他

その他、上の①～③以外に発生するものは、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ適正に処理すること。

(4) 残骨の返還

返還前に、残骨に含まれる有害化学物質（上記 5 参照）及びダイオキシンを測定し報告すること。測定方法は、有害化学物質は「昭和 48 年 環境庁告示 第 13 号」に、ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」に準拠すること。

報告の後、返還日時及び返還量（重量及び容量）並びに収蔵方法を本市と調整したうえで、本市が指定する場所に返還すること。

- ・返還作業は開場日を避け、月 3 日間の休場日の日中に実施すること。
- ・本市と事前に調整のうえ、本市職員の立会が可能な日時に実施すること。
- ・残骨は乾燥した状態で返還すること。
- ・聖土槽の構造上、車両総重量 3.7 トン以下の車両しか乗り入れはできない。

- ・作業時には粉塵が舞うことが予想されるため、防塵マスク等を着用の上作業するなど、適切な安全衛生対策を講じること。
- ・返還時、他の火葬場の残骨が絶対に混ざらないようにすること。

(5) 有価物の検査及び買取り

① 検査

有価物は、本市が指定する場所において本市の検査を受けること。また、純分認証極印の打刻が困難であった場合は、本市の承諾を得たそれに代わる証明書を検査時に提出すること。

検査日時は後述の議会の議決に係る手続きの都合上、令和7年12月10日(水)(厳守)までに行う。詳細な日程は事前に協議のうえ決定する。検査が完了した後、受託者は預かり証を提出のうえ当該有価物を、売却契約の締結まで責任を持って保管すること。

② 買取り価格

上記①において検査した、金・プラチナ・銀・パラジウムの各質量に、検査当日の検査時点の時価を乗じて買取り価格を計算することとし、1円未満の端数が生じた場合は切り上げることとする。

計算に用いる時価は、一般社団法人日本金地金流通協会が公表している、「本日の相場」における「買取価格」のうち、品目毎に最高値のものとする。

なお、業務履行上の都合等によっては、本市と受託者で協議のうえ決定した日時における時価を買取価格とする場合がある。

③ 買取り契約

上記②により算出した価格をもって、【別紙1】の仕様書及び【別紙2】の契約書に基づき契約を締結する。ただし、検査時点の買取価格が8,000万円以上の場合は、議会の議決が必要（「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」）となるため、議会の議決があるまでは検査時点の買取価格をもって仮契約とする。議決を受けた場合は、議決日における相場価格により買取価格を決定する。

④ 精錬費用

精錬作業に係る費用については、事前に本市の承諾を得たうえで、以下の表に基づいて算出した金額を本契約の契約金額に追加することとし、契約金額の変更に係る変更契約を締結する。

精錬費用を追加した本契約に係る委託料の支払いは、「8 支払い方法」によることとする。

【精錬単価等】

品目	精錬費用／g	その他作業	その他作業費用／g
金（Au）	円／g		円／g
プラチナ（Pt）	円／g		円／g
銀（Ag）	円／g		円／g
パラジウム（Pd）	円／g		円／g

7 提出書類

各時点で提出する書類は【別紙3】「提出書類一覧」のとおり。遺漏なく、遅滞なく提出すること。

8 支払い方法

本業務の委託料は、本市への残骨の返還及び有価物の検査が済み、有価物の買取り代金が支払われたことを本市が確認できた後に請求できるものとする。本市は、適正な請求を受けてから30日以内に委託料を支払う。

9 契約の解除

本市は、契約書に定める事項の他、受託者が以下の各号に該当する行為を行ったときは契約を解除することができる。この場合、受託者は本市に対し、何らの損害賠償を求めることはできない。

- (1) 受託者が本仕様書及び契約書に定める事項に違反し、業務を委託し続けることが不適当であると本市が認める場合
- (2) 受託者が、本業務を履行するに当たって遵守すべき法令等に違反した場合
- (3) 受託者の責めに帰すべき事由により、業務開始日に本業務を開始できない場合
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により、本業務を履行期限までに履行できないことが明らかになった場合
- (5) 返還された残骨が中央斎場から発生した残骨ではないことが判明した場合

10 業務全体を通じた留意事項

- (1) 中央斎場での日中の作業は全て休場日に実施することとし、開場日の作業は夜間（午後7時から翌日午前7時まで）のみ認める。夜間作業を実施する場合は本市と事前協議を行うこと。また、その日の火葬件数等により、時間は変動する可能性がある。

【休場日】（別紙4）令和7年京都市中央斎場休場日を参照

※ 令和8年1月～3月は未定、令和7年12月に本市HPにおいて公表する。

※ 未定の期間について、1月は1日・2日と六曜の友引に当たる日のうちいずれか2日、2月及び3月は六曜の友引に当たる日のうちいずれか3日となる見込み。

- (2) 本業務は多量の残骨灰を減容化する必要があるため、再委託先との調整も含め、確実に履行できるよう、より精緻な業務履行計画を作成し、余裕を持った履行に努めること。
- (3) 本業務を履行するに当たっては、本業務に関連する法令、条例及び規則等を遵守すること。また、必要となる届出等は、受託者が遺漏なく行うこととし、その費用もすべて受託者が負担すること。残骨灰の態様が他斎場等と著しく異なるなど業務の中で仕様書内容と大きく乖離が生じていることが判明した場合、遅滞なく本市に連絡すること。
- (4) 受託者は従事者への安全衛生対策を万全にすること。事故等が生じた場合、本市は一切の

責任を負わない。

- (5) 本業務に必要となる備品、機材、機材の稼働に要する電源、用具類はすべて受託者が準備すること。なお、水道の使用については、事前協議のうえ認める場合がある。
- (6) 本市は、受託者への事前連絡なしに減容化等を行う施設を視察する場合がある。また、必要が生じた場合、受託者の業務履行への立会いや事務所への立入検査の実施、業務の履行状況等について書面による報告を求める場合がある。いずれの場合も受託者は正当な理由なく拒むことはできない。
- (7) 本市は、安全上の観点から聖土槽の位置等を非公開としている。本業務を履行するにおいて受託者が知った、聖土槽の位置、構造、運用方法等について、受託者は秘密保持義務を負う。
- (8) 本市では、事前に文書による市長の承諾を得ない再委託は禁止しているため、本業務の一部を再委託する場合は、必ず本市の承諾を得ること。また、契約の履行を一括して再委託しようとする場合等は、再委託を承諾しないことがあるため、再委託の詳細については、京都市入札情報館の以下のアドレスに掲載された「再委託について」を必ず確認すること。
(<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/buppin/buppin.htm#page2>)
なお、再委託先の事業者が、(6)に関する業務を行う場合は、受託者と同様に再委託事業者も秘密保持義務を負う。
- (9) 本仕様書及び契約書に記載の事項の解釈について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。
- (10) 本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、受託者と本市の間で協議するものとする。

有価物売却仕様書

1 売却物品の品目、品位及び数量

品目	品位（純度）	数量	形状
金（A u）			
プラチナ（P t）			
銀（A g）			
パラジウム（P d）			

2 注意事項

- (1) 契約後においては、事情の如何を問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- (2) 本契約後の物品については、災害、盗難などによる被害が発生しても、本市はその責任を一切負わないものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、本市の解釈による。

3 引渡し

- (1) 売却物品の引渡しは、契約締結後、本市が契約金の納付を確認した後に行う。
- (2) 引渡しの手法等については、契約金の納付を確認した後に、本市が買受人に通知する。

4 担当部署

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 2 階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 森下・中村

電 話：075-222-3433

メール：eisei@city.kyoto.lg.jp

物件売却契約書

1 物件名

有価物（金・プラチナ・銀・パラジウム）売却

2 数量及び単価

品目	品位（純度）	数量（g）	単価（仮契約時）	単価（本契約時）
金（Au）			円	円
プラチナ（Pt）			円	円
銀（Ag）			円	円
パラジウム（Pd）			円	円

3 契約金額

円（仮契約額）

（うち消費税及び地方消費税相当額

円）

円（本契約額）

（うち消費税及び地方消費税相当額

円）

4 履行期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約保証金

免除

6 契約履行の場所 仕様書のとおり

売却人及び買受人は、上記事項及び裏面の条項により契約を締結するものとし、この契約書2通を作成して、各自1通を保有する。

年 月 日

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

売却人 京都市

代表者 京都市長

印

買受人

代表取締役

印

(総則)

第1条 売却人及び買受人は、表記記載の契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書、図面その他の関係図書（別に売却人が指示する文書を含む。以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

- 2 買受人は、この契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関し売却人と買受人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関し売却人と買受人との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。
- 7 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の履行)

第2条 買受人は、表記の契約金額をもって、表記の履行期間について、表記の買取等を誠実に遂行しなければならない。

(売却の中止等)

第3条 売却人は、必要があると認めるときは、売却等の中止、売却等の内容の変更又は履行期間の伸縮を行うことができる。

- 2 前項の場合において、買受人は、売却人に対して契約の解除を求めることができる。

(検査の実施)

第4条 売却人は、この契約による買受人の買取等の遂行に関し、検査を行うことができる。

- 2 買受人は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 3 買受人は、第1項に規定する検査に合格しないときは、当該買取等を中止し、又は改善を行わなければならない。
この場合において、これに要した費用は、買受人の負担とする。
- 4 前3項の規定は、前項の規定により買取等を改善する場合について準用する。

(遅延損害金)

第5条 買受人は、自己の責めに基づく理由により買取等を中止し、又は中断するときは、遅延損害金として、業務を履行しない日数に応じ、1日につき契約金額の1,000分の1に相当する金額を売却人に納付しなければならない。ただし、既に一部の買取等を履行しているときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

- 2 前項の日数の計算に当たっては、第4条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、買受人が契約期間内に物品等の引取りを完了せず、売却人が物品等の保管の場所を変更し、又は第三者に保管を委託した場合の費用は、買受人の負担とする。

(損害の負担)

第6条 当該契約に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて買受人の負担とする。ただし、売却人の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

- 2 物品等の売却は、現有のまま引渡しを行うこととし、物品等の処分、再取引に必要な費用が発生しても、買受人の負担とする。

(契約の解除)

第7条 買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、売却人は、契約を解除することができる。

- (1) 買取等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
- (2) 正当な理由がないのに買取等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
- (3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 買取等の遂行に当たり、正当な理由がなく売却人の指示に従わなかったとき。
- (5) 履行期間が終了するまでに、契約を締結する能力を有しない者又は破産者になったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。
- 2 買受人は、前項の規定により契約の解除があったときは、売却人にその損失の補償を求めることができない。
- 3 買受人は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の買取等の遂行があり、売却代金の納入がないときは、直ちに未納金を納入しなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、売却人は、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として買受人に請求することができる。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は、買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第9条 売却人は、第7条第1項各号に掲げる場合のほか、買取等の履行期間が終了するまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 2 第7条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 売却人は、第1項の規定により契約を解除した場合において、買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 買受人は、売却人の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、又はこの契約に係る権利を第三者に譲渡し、若しくはこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

- 2 買受人は、本契約に係る売却人の売却物品等を処分し、又は第三者に譲渡し、若しくは使用させるときは、法令等を遵守するとともに、仕様書等及び売却人の指示に従わなければならない。

(売却金額の支払)

第11条 買受人は、売却人が指定する期日までに、売却人が定める手続により、売却代金を納入しなければならない。

- 2 買受人が前項の期日までに売却代金を納入しないときは、遅延日数に応じ、売却人は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を買受人に請求することができる。

(物件の調達等に関する禁止事項)

第12条 買受人は、この契約に係る競争入札に参加した他の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（買受人の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。ただし、買受人が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部の提供を受ける必要があるため、あらかじめ文書による売却人の承諾を得たときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第13条 この契約に関し、売却人と買受人との間で紛争が生じたときは、売却人及び買受人は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあつせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、売却人及び買受人がそれぞれ負担する。

(個人情報の取扱い)

第14条 買受人は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(補則)

第15条 この契約書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、売却人と買受人とが協議して定める。

(議会の議決)

第16条 この契約が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（以下「条例」という。）第2条による議会の議決を要するものであるときは、この契約は、仮契約とし、売却人及び買受人は、売却人の条例第2条による議会の議決があった場合は、本契約を締結するものとする。

2 前項の本契約は、売却人が前項の議会の議決があった後において、この契約書に契約日付を押印し、買受人にその1通を交付することにより行う。

3 この契約が第1項に定める仮契約であるときは、有価物の検査日時点における相場から算出した仮契約額を契約書に記載のうえ、京都市契約事務規則第18条第2項に定める仮契約書とし、前項に定めるところにより議会の議決があった日における相場から算出した契約額を記載した本契約書を交付したときは、前項の契約日付において本契約書となるものとする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、売却人及び買受人いずれも相手方に対し、損害賠償等の要求は行わないものとする。

第17条 売却人は、前条の規定にかかわらず、売却人の条例第2条による議会の議決がある前に、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、仮契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 役員又はその使用人（買受人が法人でなく個人である場合は買受人本人。以下同じ）が、贈賄又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の違反の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令（課徴金納付命令又は排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた際に課徴金が全額免除された場合を除く。）を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(4) 役員又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(5) その他契約の相手方として不適当であると認められるとき。

2 前項第1号から第4号までのいずれかの規定により売却人が仮契約を解除した場合においては、買受人は、売却人に対し、仮契約代金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。

特 記 事 項

(買受人の談合等の不正行為に係る売却人の解除権)

第1条 売却人は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

イ 独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき。

(2) 刑法第96条の6の罪について買受人（買受人が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。）に対する有罪の判決が確定したとき。

(3) 刑法第198条の罪について買受人に対する有罪の判決が確定したとき。

2 売却人の解除に伴う履行部分の検査及び引渡し、前払金の返還その他の売却人が契約を解除する場合（買受人の履行が完了するまでに売却人の都合により解除する場合を除く。）の措置に係る本則の規定は、前項の契約の解除について準用する。

(買受人の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 買受人がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、売却人が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、売却人が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、買受人は、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として売却人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、買受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、売却人は、買受人の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、買受人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、売却人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、売却人がその超える分について買受人に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(買受人が暴力団員等であった場合の売却人の解除権)

第3条 売却人は、この契約の履行期間中において、買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

(3) 買受人が、第1号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、売却人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

2 買受人が前項各号のいずれかに該当したときは、売却人が契約を解除するか否かにかかわらず、買受人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として売却人の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項に規定する場合において、買受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、売却人は、買受人の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、買受人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

(不当介入の場合の報告書の提出等)

第4条 買受人は、暴力団等による暴力、脅迫及びこれらに類する手段の行使を受けたとき、又は暴力的手段の行使による要求を受けたときその他の不当な介入（以下「不当介入」という。）があったときは、これを拒否するとともに、速やかに市長及び京都府警察本部長に対して報告書を提出しなければならない。

2 買受人は、暴力団等による不当介入により被害を受けたときは、直ちに市長に対し報告するとともに、速やかに所轄の警察署に対して被害届を提出しなければならない。

3 売却人及び買受人は、暴力団等による不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行期限を延期し、又は履行の内容を変更することができる。

(消費税等の率の変動に伴う契約金額の変更)

第5条 消費税法の改正等によって消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合は、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

京都市中央斎場 残骨灰減容化等業務委託 提出書類一覧

書類名	提出期限	様式	備考
業務着手届	契約締結後遅滞なく	1	
業務計画書	契約締結後10日以内	2	使用車両の車検証の写しを添付すること。
業務工程表	契約締結後10日以内	自由	搬出作業の日付及び時間は詳細に記載すること。
業務従事者届	契約締結後10日以内	3	従事者の雇用関係が確認できる書類を添付すること。
業務従事者変更届	変更後遅滞なく	3	追加の場合は、従事者の雇用関係が確認できる書類を添付すること。
再委託承諾申請書	必要な都度	4	追加資料が必要となる場合は、再委託業務着手前に提出すること。
業務工程表	契約締結後10日以内	自由	
打合せ記録票	打合せの都度	5	電子メールにより提出すること。
残骨灰預かり書 ※	搬出の都度	6	搬出日毎に斎場に提出すること。
残骨灰計量書 ※	作業場へ搬入毎に速やかに	7	電子メールにより提出すること。 計量毎(袋別等)に写真を撮影し添付すること。
残骨返還書 ※	残骨返還時	8	有害化学物質の測定結果を添付すること。
作業状況報告書 ※	全作業完了時	9	各工程・各作業毎に詳細な写真を添付すること。
有価物報告書 ※	有価物検査日	10	純分認証極印の打刻が困難な場合は、本市の承諾を得たそれに代わる証明書を添付すること。
有価物預かり証 ※	有価物検査日	11	
業務報告書	全業務完了時	12	
業務完了届	全業務完了時	13	
請求書	全業務完了及び有価物買取り 費用納入後	自由	

※ 仕様書p2に記載の残骨灰の態様ごとに様式を作成すること。

【別紙4】

令和7年京都市中央斎場休場日

1月	1日(水)	2日(木)	14日(火)	26日(日)
2月	5日(水)	11日(火)	23日(日)	
3月	6日(木)	18日(火)	24日(月)	
4月	3日(木)	15日(火)	27日(日)	
5月	8日(木)	20日(火)	30日(金)	
6月	5日(木)	17日(火)	27日(金)	
7月	9日(水)	21日(月)	27日(日)	
8月	2日(土)	14日(木)	24日(日)	
9月	5日(金)	17日(水)	28日(日)	
10月	10日(金)	16日(木)	26日(日)	
11月	7日(金)	19日(水)	30日(日)	
12月	6日(土)	12日(金)	23日(火)	